

監査委員公表第1号

定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成31年2月27日

三浦市監査委員 長 治 克 行
三浦市監査委員 出 口 眞 琴

定期監査報告書

三浦市監査委員

1 監査の実施期間

平成 31 年 1 月 8 日から平成 31 年 2 月 1 日まで

2 監査の対象校

- (1) 三浦市立岬陽小学校
- (2) 三浦市立名向小学校
- (3) 三浦市立上宮田小学校
- (4) 三浦市立剣崎小学校

3 監査の対象範囲

平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日まで）の市費をもって執行した事務事業（地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第 2 項の規定による事務の執行）

4 監査の実施方法

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものを抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から不作為に抽出した事務事業が法令・条例・規則等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に校長、教頭及び関係職員から説明を聴取した。
- (4) 学校施設の現地調査を行った。

5 監査実施上の着眼点

- (1) 支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 契約事務が適正に執行されているか。
- (3) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (4) その他財務の事務執行に関連する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の市立学校定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 監査の結果

各学校とも財務に関する事務の執行状況及び関係書類の処理状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、事務処理上の一部に注意すべき事項が見受けられたので、今後、適正な事務執行について努力されたい。